

# 平成30年度第1回大磯町個人情報保護制度運営審議会 会議録

日 時：平成30年4月25日（水）午後3時00分から4時30分まで

場 所：大磯町保健センター2階研修室

出席者：審議会委員 藤中敏弘会長、安達和志副会長、大崎勝利委員

実施機関 都市計画課 小瀬村課長 福田係長

事務局 総務課 齋藤課長、柳田副課長兼係長、佐藤主事

傍聴者 0人

内 容：

## 1 開会

- ・ 会議資料確認

## 2 挨拶

## 3 議題

### (1) 会長・副会長の互選について

- ・ 大磯町個人情報保護制度運営審議会規則（以下「審議会規則」という。）第2条第2項の規定により、互選により藤中敏弘委員を会長に、安達和志委員を副会長に選任
- ・ 藤中会長挨拶
- ※ 審議会規則第3条第1項の規定により、以後の議事進行は、藤中会長
- ・ 委員全員の出席があり、審議会規則第3条第2項の規定により会議成立
- ・ 会議録の作成説明（要点筆記とし、発言者個人名を記載しない。）
- ・ 審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開と決定
- ※ 傍聴者 なし

### (2) 第6回東京都市圏パーソントリップ調査に係る調査対象者名簿の提供について

#### ○ 概要説明

実施機関より資料に基づき説明

#### ○ 質疑応答

##### 【委員A】

具体的な調査方法を伺いたい。

##### 【実施機関】

まず、自治体ごとに提供する個人情報のおおよその対象人数が定まっており、それをもとに個人情報を抽出し、県にデータを提供することとなる。対象者には事前のweb調査

を行い、かつ郵送にて調査票を郵送し、調査する方法である。

**【会長】**

資料にある神奈川県調査対象マニュアルについて説明補足をお願いしたい。

**【実施機関】**

資料3のマニュアル案だが、現在は案の段階である。各自治体が所有している個人情報の抽出方法が記載してある。各自治体に対象者何名かということも県から通知があるので、住民基本台帳をこのマニュアルに従い抽出し、県に受け渡す。受け渡し方法については、情報保護の観点から、県の職員が直接町に出向いて取りに来ることは聞いているが、具体的な手法については今後の調整となる。

**【会長】**

大磯の対象者は何名ほどか。

**【実施機関】**

計画の段階では約500名である。

**【委員B】**

県の職員が出向いて調査を行うのか。

**【実施機関】**

町が作成した調査対象者名簿の回収・受け渡しに県の職員が直接来るということ。調査票の発送は郵送にて行き、web上の先行調査もある。直接人が訪問するのではなく、調査票を郵送された方がそれに記入し、返送する形である。

**【委員B】**

どれくらいの事務作業になるのか。

**【実施機関】**

どのような調査票かまだ示されていないのでわからないが、県としてはなるべく負担のないようにということで、webを利用するということもある。役場の業務としては、調査対象者名簿の作成とパーソントリップ調査の実施についての周知が主だったものである。周知については、広報誌による掲載とポスターの掲示になる。

**【委員A】**

調査対象者名簿の作成までが町の仕事で、その後は県と対象者の間でやりとりするというのでよいか。

**【実施機関】**

そうである。

**【委員A】**

調査対象者名簿の大元になるのが、住民基本台帳であり、そこから無作為に抽出するとある。この作業はどこの課がやるのか。

**【実施機関】**

住民基本台帳を保管しているのは町民課だが、実際のデータの抽出は政策課の電算部局で行うことになる。事前に両課には照会をかけており、了承いただいている。そういう作業をしてよいか、伺いをたてるのは町民課になると思う。

**【委員A】**

電算部局で抽出をしたものが名簿になるわけではないのか。最終的に名簿として作成を行うのはどの課か。

**【実施機関】**

おそらく電算か。住民基本台帳は町民課が管理しているが、電算室にデータ化された大きなデータベースがあり、その中から一定の条件で抽出してもらう。その抽出されたデータ化された形式で県に渡すのが町の作業。抽出作業は電算室で行う。

**【委員A】**

データ化された名簿を作成するのは電算室ということか。抽出作業が電算室で、成果物のCD-ROMを県へ渡すのは都市計画課ということによいか。

**【実施機関】**

そうである。

**【委員B】**

パートの方が見てしまったり、具体的に現場でそのデータが人目につくことはあるのか。

**【実施機関】**

それを防ぐため、県から直接受け取りに来る予定である。郵送など、紛失や人目に付く可能性を限りなく減らすというものである。

**【委員A】**

今回の諮問の主旨は、都市計画課で名簿をとりまとめ、県に提供するということで外部提供ということによろしいか。その手前で、町民課が保有しているデータを他課がもらい、作成するということで、条例上、目的外利用にはならないのか。

**【実施機関】**

住民基本台帳法によると、第1条で、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするということ、町が自らの業務として住民基本台帳を使用することができる。さらに、第11条の2に市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、(略) その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができるとあり、第1号で統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施については閲覧できるとある。本調査は国土交通省の定める統計報告調整法に基づいて、総務省の承認を得て実施する承認統計であるらしい。こちらの第11条の2に該当し閲覧することができる。と解する。

**【会長】**

目的外利用に抵触する可能性について、実施機関から住民基本台帳法第11条の2第1項第1号に該当する統計調査であるという説明があったが、その点を踏まえていかがか。

**【委員B】**

6回目であるが、毎回こういう審議をしているのか。

**【実施機関】**

過去の経過はわからないが、当町においては今回の調査の実施にあたり審議会に諮り、認められれば次回以降もこれを基にできると考えている。

**【委員A】**

当該調査は国土交通省が統計報告調整法に基づきとあるが、統計報告調整法は今廃止されている。

**【実施機関】**

神奈川県からこういう根拠法令であると聞いていた。県からの個人情報の取扱いについて、提供された資料に基づきそのまま記載してしまった。

**【委員A】**

住民基本台帳法についても、第11条の2は民間機関が統計調査に使う場合であり、第11条に主語が国又は地方公共団体とあり、根拠条文となるのではないか。

**【実施機関】**

こちらも神奈川県から指示されており、第11条については該当しないとのことだった。

**【委員A】**

第11条に基づく調査ではないということか。

**【実施機関】**

法令に定めている事務ではない。統計法上で規定されている事務ではない。

**【委員A】**

民間団体と同じような調査ということか。

**【実施機関】**

そうである。また、調査主体は東京都市圏交通計画協議会となる。協議会のメンバーに国、1都4県、5政令指定都市のほか、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社等の民間企業も含まれている。

**【会長】**

根拠法についての指摘があったが、民間団体に係る根拠はおそらく住民基本台帳法第11条の2第1項の適用となるかということ。

**○ 審議**

**【会長】**

条例第9条第1項第4号に係る諮問ということで、第6回東京都市圏パードントリップ調査の事務に係るもので、世帯主氏名、現住所、世帯構成員の性別・生年月日等を県に提

出されるというもの。住民基本台帳の利用、提供の理由は先程のとおり。抽出されたデータは約500名のデータ、本人通知は行わないというものだが、ご意見はいかがか。

**【委員A】**

結論としては認めることで問題ないが、資料1の目的外利用・提供する個人情報の内容にある世帯主氏名、現住所等について、町民課が保有していると明示する必要があるのではないか。どの課のどういうデータを利用するか、この記載からはわからない。

**【会長】**

条例第9条第4号の規定で審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するときとある。これに該当するのであれば認めてよいかと思うが、いかがか。

**【委員A】**

実施機関からは住民基本台帳法第11条の2に基づき住民基本台帳を使用するとあったが、これは条例第9条第1号に該当するか。該当しなければ審議会諮問事項ではないか。

住民基本台帳法第11条の2に利用できる統計調査、世論調査等があるが、それらすべてを法令に基づく調査としてよいのか。違うのではないか。特定のこの調査に利用できるか書いてあればともかく、一般的に統計調査としかない。本件の統計調査に利用できるかという別である。そうすると、条例第9条第4号ではないか。町内での目的外利用、外部提供の両方とするのが正確ではないか。

**【会長】**

では、補足した上でこれを認めるとして答申を作成してよいか。

**【委員B】**

異議なし。

**(3) 個人情報WEBシステムについて**

**○ 概要説明**

事務局より資料に基づき説明

**○ 質疑応答**

**【委員B】**

資料に載っている自治行政法律相談事務とは何か。

**【事務局】**

行政事務に対して法律的な見解を求める事案が発生したときに、町が委託している弁護士事務所に相談する場合の事務である。あくまで行政側として職員が相談するものである。

**【委員A】**

資料4の最後にある現行と旧の比較資料だが、旧のチェック項目は全て現行の方へ含まれているのか。

**【事務局】**

そうである。

**【委員A】**

旧の思想・信条等の個人情報の取扱いで犯罪歴とあるが、現行ではどこにあるのか。

**【事務局】**

移行時に見直しを行っており、元々あった項目の整理をしている。

**【委員A】**

そもそも欄がないのか。職員採用試験事務という個人情報取扱の中で犯罪歴は取り扱っていないのか。

**【事務局】**

実際に集める個人情報が採用試験申込書というものだが、その書類の中に犯罪歴の有無についてのチェック項目がない。最初の申込時に郵送でいただく申込書の情報にないため、犯罪歴のチェックが抜けている。

**【委員A】**

該当するものが無くても欄があるのが普通の仕様ではないか。

**【事務局】**

システムの中には項目があるが、登録簿についてはチェックした項目のみが記載される形となっている。

**(4) 個人情報保護法等改正による条例の見直しに向けた方針について**

**○ 概要説明**

事務局より資料に基づき説明

**○ 質疑応答**

**【会長】**

国の法改正に伴い各自治体は条例改正を行わなければならないが、神奈川県では既に改正を行っている自治体もあるが、大磯町はまだということで、随時審議会でその内容を確認するということだが、質問・確認等はいかがか。

**【委員B】**

罰則を設けていない自治体が3割くらいあるというが、大磯町はどうか。

**【事務局】**

事業者の責務や町側の責務は示してあるが、罰則についてはまだ定めていない。

**【委員B】**

何か理由があるのか。

**【事務局】**

理由というより、当初から変わっていない状況である。

**【会長】**

まだ具体的な手続きには入っていないということで、何か参考になるようなことはあるか。

**【委員A】**

条例改正はいつ頃を予定しているのか。

**【事務局】**

早いところはもう改正しているので、なるべく早くとしか言えないが、県内の市町村の状況をみると、市町村で取扱いが異なるところも多く見受けられる。大磯町も検討するにあたり、大磯町にふさわしい規定ということで、先行している市町村の状況を参考に進めてまいりたい。

**【委員A】**

近隣の状況を見ながら進めていくということか。

**【会長】**

秦野市では既に改正しており、目的規定の改正と定義規定の改正をまずやらなくてはならない。非識別加工情報の仕組みの動向については、各自治体も様子見ということで、改正はまだ行わないというところが多い。ただ国は東大病院で既に利用している事例があるようだ。また、要配慮事項について、議論があるようだ。

**【委員B】**

慌てて直すというよりは近隣の状況をよく参考にし、検討しながらの方がよい。

**【会長】**

神奈川県が国に準じているが、市町村が必ずしもその動向についていくのは難しいと思う。

(5) 平成29年度個人情報保護制度運用状況報告について

○ 概要説明

事務局より資料に基づき説明

○ 質疑応答

**【委員B】**

町長が371件と圧倒的に多いが具体的に言うとどのようなものがあるのか。

**【事務局】**

総務課などの政策総務部、町民福祉部、都市建設部など町長部局に属する課の全てが含まれるため、課も多く、件数も多い。

**【委員B】**

例年これくらいか。

**【事務局】**

毎年度、事務登録内容の見直しをしているが、件数が大きく変わることはない。

**【委員B】**

不服申立ては1件もないのか。

**【事務局】**

例年ない。基本的には自分の個人情報なので、あまり不服はないのかと思われる。

**【委員A】**

開示請求のうち、不開示3件というのはどういう内容か。

**【事務局】**

今資料が手元にはなく、すぐに回答できない。

**【委員A】**

では全般的に開示請求の対象で多い内容はこういったものか。

**【事務局】**

自分の戸籍を発行したのは、いつ、誰が請求を行ったかを確認したいといった内容である。

**【委員A】**

第3者が自分の戸籍を請求しているかどうかということか。

**【事務局】**

第3者も戸籍を請求できるので、自分の知らないところで請求が行われているか、確認をする方が多い。その他、各所管課とのやり取りの中で自分に対する記録を残している課もあるため、それを確認するといった内容が多い。また先程の不開示についてだが、教育委員会に対するもので、生徒の評価や指導方法を含む文書という案件だった。

**【会長】**

簡易開示に関しては、町の採用試験要項に簡易開示ができる旨の教示規定があるのか。また、順位だけか。

**【事務局】**

規定があり、順位だけである。

○ その他

**【事務局】**

個人情報取扱業務WEBシステムについては、途中経過の報告のため、また改めて報告できればと思う。また、条例改正についても、近隣の自治体状況を把握しながら、大磯町に合わせた改正の準備をしたいので、その際は審議をよろしくお願ひしたい。

4 閉会

(午後3時38分 終了)